

地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を定める件（案）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の四第三項第五号の規定に基づき、地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を次のように定める。

地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。

釣合おもりは、釣合おもり及び釣合おもりの上下の枠を全て貫通するボルトによるボルト接合又はこれと同等以上の効力を有する方法で釣合おもりの枠に取り付けるものとする。

ただし、地震力によって釣合おもりの枠にたわみが生じる場合に、釣合おもりと釣合おもりの枠が接する部分の当該たわみの方向の長さが、地震力によって生じると想定されるたわみよりも十ミリメートル以上長いものであるときには、この限りでない。